

琵琶湖における水陸両生の外来植物による新たな脅威 ～他の水域でも魚に続く侵略的外来種に要注意！～

中井 克樹

(滋賀県琵琶湖環境部自然環境保全課／滋賀県立琵琶湖博物館)

オオクチバス、ブルーギル等の外来魚問題に苛まれてきた琵琶湖において近年、魚類だけでなく水生植物でも侵略的外来種の侵入・定着が相次いでいる。特に外来生物法施行後の2007年には南湖・矢橋中間水路等において特定外来生物ミズヒマワリが発見されたことを契機として、北湖東岸の内湖・神上沼でも特定外来生物のナガエツルノゲイトウの大規模群落を確認され(後に、神上沼では2004年の植生調査で確認されていたことが判明した。)、その後複数箇所で見つかり、南湖へも徐々に分布範囲を拡大していった。続いて2009年には南湖・赤野井湾でオオバナミズキンバイが確認され、南湖全域に分布を拡大し、ナガエツルノゲイトウに置き換わりながら激増した。その結果、湖岸域の生態系が著しく変容し動植物への悪影響が推測され、大規模群落の繁茂による船舶の航行障害や漁業への支障なども顕在化し、オオバナミズキンバイは2014年に特定外来生物に指定された。なお、2015年9月28日に公布・施行された「琵琶湖保全再生法」では、「外来動植物による被害の防止」としてオオクチバスとオオバナミズキンバイがそれぞれ動物、植物として例示されている。

滋賀県では、2010年度からナガエツルノゲイトウを主対象とした外来水生植物駆除事業を開始し、2013年度には赤野井湾周辺の内湖・小津袋において、5カ年事業の最終年度を迎えていた外来生物調査隊「エイリアン・ウォッチャー」事業(緊急雇用対策事業)によるオオバナミズキンバイの駆除が行われた。しかし、オオバナミズキンバイの増殖の勢いは、人力に頼る駆除だけでは到底抑え込めないことが明白となった。そこで、同年度末に県の関係部局や市町、NPO等で構成される琵琶湖外来水生植物対策協議会が設置され、翌2014年度からは県費と環境省生物多様性保全活動支援交付金の支援を受け、建設機械や水草刈取り船を用いた機械駆除を導入した駆除事業が始まった。補正予算の追加で事業規模を拡大させた結果、年度末の生育面積を前年度末の値より縮減させること初めて成功した。

しかし、翌2015年度には、前年度に駆除を行わなかった箇所での群落の成長に加え、駆除を実施した箇所においても想像を遥かに超える勢いで群落の再生に対し十分な対応ができず、生育面積の著しいリバウンドに見舞われる結果となった。そこで、翌2016年度からは、駆除事業においてオオバナミズキンバイを除去した箇所では、群落の再生を防ぐためその後も巡回・監視を継続させる事業内容とし、前年度に駆除を実施した隣接箇所においても試験的な巡回・監視を行った。このように、生育面積を「減らす」だけでなく「増やさない」ことにも努力を配分する方針とした結果、同年度末には生育面積を再び縮減させることができた。そこで、今年度も、駆除事業を実施した箇所の巡回・監視を徹底させることに主軸を置いた取組を進めており、生育面積の縮減傾向の継続を目指している。

オオバナミズキンバイとナガエツルノゲイトウは分類的には疎遠でありながら、根の部分を中心に除去しにくく駆除後に再生しやすいことや、茎や葉の断片からでも発根するため、安易な駆除が逆に分布拡大を助長しかねないこと、分布拡大が水を媒介とするため水際に生育するが、陸上側へも匍匐茎を伸ばすうえ、陸上に置かれた個体はそのまま生育し続ける「水陸両生」の抽水植物であることなど厄介な性質を共通して備えており、これらの植物の防除対策をより困難なものにしている。

オオバナミズキンバイは滋賀県以外では兵庫県、和歌山県、鹿児島県で知られるのみであったが、琵琶湖淀川水系内での分布拡大だけでなく、千葉県の印旛沼・手賀沼や茨城県の霞ヶ浦でも相次いで確認されている。ナガエツルノゲイトウと同様、いやそれ以上に、放置すると深刻な被害をもたらす

かねず、対策には膨大な労力を要するオオバナミズキンバイは、要警戒の新たな懸念材料である。